

## 静岡済生会訪問看護ステーションおしか運営規程

(設置目的及び運営方針)

第1条 社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会支部静岡県済生会（以下「本支部」という。）が設置する静岡済生会訪問看護ステーションおしか（以下「本施設」という。）は、利用者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を図るため必要な訪問サービス事業の行いをもって地域の医療・福祉向上に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、本施設は、地域社会との結びつきを重視し、他の保健・医療・福祉サービス事業者との密接な連携を図り総合的サービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 本所    | 静岡済生会訪問看護ステーションおしか |
| 所在地       | 静岡市駿河区小鹿1丁目1番1号    |
| (2) サテライト | 静岡済生会訪問看護ステーションおしか |
|           | サテライト みかど台         |
| 所在地       | 静岡市清水区七ツ新屋2丁目4番20号 |

(本施設の行う事業)

第3条 本施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康保険法（大正11年法律70号）に基づく、指定訪問看護の事業
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく、指定老人訪問看護の事業
- (3) 介護保険法（平成9年法律123号）に基づく、指定訪問看護事業
- (4) その他前各号に掲げる事業に付帯する事業

(通常の事業の実施地域)

第4条 通常の事業の実施地域は、静岡市内（旧六ヶ村を除く）全域とする。

第5条 本施設に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 管理者1人
- (2) 保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職」という。）

常勤換算 2.5 人以上。

理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）  
適当数

（3）その他の職員

2 前項に掲げる職員の配置員数は、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法（これらに基づく政令、省令等を含む。以下「関係各法」という。）に規定する人員を下回らないものとする。

3 管理者は、本施設の管理運営に関する事項を総括するとともに、必要応じ所管業務に従事する。

4 看護職は訪問看護に従事し、理学療法士等は訪問リハビリテーションに従事する。

（営業日及び営業時間）

第 6 条 本施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から金曜日まで（国民の祝日及び年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日まで除く。）

（2）営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

2 前項の規定によるほか、管理者が、特別な事情があると認めた場合においては、臨時に営業し、又は休業することができる。

（訪問サービス内容及び提供方法）

第 7 条 訪問看護により提供するサービス（以下「訪問サービス」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）病状障害の報告、合併症の予防及び健康管理

（2）医師の指示による医療処置

（3）医師の指示によるリハビリテーション

（4）カテーテル等医療機器の管理

（5）清潔の保持、排泄等の療養生活上の世話

（6）ターミナルケア

（7）療養、看護及び介護の相談並びに家族の指導

（8）医療、保健、福祉サービス等の社会資源の活用支援と連携

（9）その他各号に属さない必要な療養上の世話又は診療の補助

2 前項の訪問看護は、利用者の主治医が発行する訪問看護等指示書に基づき、看護職等が家庭を訪問して実施するものとする。

(緊急時等の対応方法)

第8条 看護職等は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等の事態が生じた場合には、速やかに主治医に連絡し指示を求めるとともに、必要に応じて臨時応急の手当を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(利用料)

第9条 利用料は、基本利用料及びその他の利用料とし、それぞれ提供するサービスに応じ、各利用者から支払いを受けるものとする。

2 基本利用料は、関係各法に基づく保険給付の対象となる訪問サービスに係る利用料金として、その額は、厚生労働大臣が定める基準による報酬額（諸々の加算額を含む。以下「基準報酬額」という。）にそれぞれの利用者負担率を乗じて得た額とする。

3 その他の利用料は、関係各法に基づく保険給付の対象とならない訪問サービスの提供に付随して生ずるその他の費用に係る料金とし、その額は、次の各号と重要事項に定めるところによるものとする。

- (1) 関係各法に基づく訪問サービスの支給限度又は所定の訪問時間を超えて訪問サービスを利用した場合の利用料、利用時間に応じた基準報酬額の全額
- (2) 死後の処置を受けるため訪問サービスを利用した場合の利用料、前号の規定の例による額
- (3) 交通費 訪問 {片道2キロメートル未満（介護保険法に基づく訪問看護等の場合は、旧六ヶ村を除く静岡市内全域）のものを除く。} に要する交通費の実費額
- (4) 材料費 介護用品、衛生材料等を提供する場合の材料費の実費額
- (5) 保険適用外の訪問看護、その他の特別の費用、その都度定める額
- (6) 休日に医療保険で訪問看護を行った場合の加算

4 利用料については、訪問サービスを提供する前に、あらかじめ、利用者又はその家族に対しその内容及び費用について文書で説明を行い、同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

5 利用者から利用料の支払いを受ける場合には、費用の細目を記載した領収書を交付するものとする。

(内容の教示)

第10条 訪問サービスの提供に際しては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、その利用手続き、提供方法及び内容等について説明を行い、理解を得ておくもの

とする。

(運営会議)

第 11 条 次に掲げる事項を討議するため、運営会議を開催するものとする。

- (1) 事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) その他本施設の運営に関する事項

2 運営会議は本施設ならびに本会支部事務局、静岡済生会総合病院及び小鹿苑の関係者により構成するものとし、管理者が召集する。

(秘密保持)

第 12 条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を漏らしてはならない。

(衛生管理)

第 13 条 本施設の管理者は、職員の保健衛生のほか、本施設の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(感染症対策の強化)

第 14 条 本施設は、感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備並びに研修及び訓練の実施等、必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止)

第 15 条 本施設は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、担当者を定めるとともに、虐待の発生及び再発を防止するための委員会の設置、指針の整備及び研修の実施等必要な措置を講ずるものとする。

2 本施設は、サービス提供中に、当該施設の職員又は家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化のための対策)

第 16 条 本施設は、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束をおこなわないこととし、身体的拘束等の適正化を図るため、委員会の設置、指針の整備及び研修の実施等、必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続に向けた取組の強化)

第 17 条 本施設は、感染症又は災害が発生した場合において、施設として必要なサービスを継続して提供できる体制を構築するため、業務継続計画の策定並びに研修及び訓練の実施等、必要な措置を講ずるものとする。

(ハラスメント対策強化)

第 18 条 本施設は、ハラスメントにより、職員等の就業環境が害されることを防止し、適切なサービスの提供を確保するため、職場内の相談体制の整備及び研修の実施等、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第 19 条 本施設は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、管理者が支部長と協議して別に定める。

附則

この規程は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 20 年 6 月 9 日から施行する。

附則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正は、令和 4 年 3 月 16 日から施行する。